

○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案	現行
<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第二条 法第五十七条第二項（法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（第五条から第六条まで、第八条から第十条の二まで及び第十一条において「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>（認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定の申請）</p> <p>第四条の七 法第八十九条の十の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出してしなければならない。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所の所在地</p> <p>三 役員の氏名</p>	<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第二条 法第五十七条第二項（法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五条から第六条まで及び第八条から第十一条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>（新設）</p>

四 法第八十九条の十第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第四条の八 法第八十九条の十三第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第七条の二の七各号に掲げる指定

(異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合)

第四条の九 法第八十九条の十三第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第四条の七 法第八十九条の五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第七条の二の三各号に掲げる指定

(異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合)

第四条の八 法第八十九条の五第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは

は「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える銀行法の規定
(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	読み替える字句
第十二条の三第一項 第二号	銀行業務	金庫業務（労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務をいう。）	

は「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える銀行法の規定
(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	読み替える字句
第十二条の三第一項 第二号	銀行業務	金庫業務（労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務をいう。）	

2・3 (略)

4 法第九十四条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ	労働金庫法	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
第五十二条の六十一の二十五第二項	認定業務	認定業務（労働金庫法第八十九条の十に規定する認定業務をいう。以下同じ。）

5 法第九十四条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2・3 (新設) (略)

4 法第九十四条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(労働金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲)

第七条の二の三 法第九十四条第五項において準用する銀行法(次条

(第一項第四号及び第二項第四号を除く。)、第七条の二の五(同条の表を除く。)、第七条の二の六及び第十条の三において「銀行法」という。)第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 中小企業等協同組合法
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とす

- 一 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
- 二 水産業協同組合法第二百一条の五の六の規定による認定
- 三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

八十三号) 第六条の五の七の規定による認定

四 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

五 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の五の七の規定による認定

六 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の二十一の規定による認定

2

銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会

二 水産業協同組合法第二百一十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会

三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会

四 銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会

五 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会

六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第七條の二の五 銀行法第五十二條の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十九條の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいづれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の役員等（銀行法第五十二條の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

農業協同組合法第九十二條の五の六の認定	同法第九十二條の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第二百二十一条の五の六の認定	同法第二百二十一条の五の七に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の七の認定	同法第六條の五の八に規定する業務
銀行法第五十二條の六十一の十九の認定	同法第五十二條の六十一の二十に規定する業務
農林中央金庫法第九十五條	同法第九十五條の五の八に規定す

(新設)

の五の七の認定	る業務
株式会社商工組合中央金庫 法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する 業務

(外国法人等である労働金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第七条の二の六 労働金庫電子決済等代行業者（法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第十条の三において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の三第一項第一号	氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本に

(新設)

<p>第五十二条の六十一 の七第一項第三号</p>	<p>第五十二条の六十一 の三第二項第二号</p>	<p>第五十二条の六十一 の三第一項第三号</p>	
<p>役員</p>	<p>含む。）</p>	<p>所在地</p>	
<p>役員（外国の法令 上これと同様に取 り扱われている者 を含む。）</p>	<p>含む。）並びに国 内における主たる 営業所又は事務所 の登記事項証明書 （国内に営業所又 は事務所を有する 場合に限る。）</p>	<p>所在地並びに主た る営業所又は事務 所の名称及び所在 地（外国に主たる 営業所又は事務所 を有する場合に限 る。）</p>	<p>おける代理人の商 号、名称又は氏名</p>

<p>第五十二条の六十一 の八第一項第四号</p>	<p>第五十二条の六十一 の七第一項第五号</p>	<p>第五十二条の六十一 の七第一項第四号</p>
<p>事務所</p>	<p>とき</p>	<p>破産管財人 とき 決定により解散した</p>
<p>事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつ</p>	<p>とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）</p>	<p>破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われて いる者を含む。） 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。） を受けたとき</p>

第五十二条の六十一 の十七第二項	営業所	ては、日本におけ る代表者又は代理 人
	所在（法人である場 合にあつては、その 法人を代表する役員 の所在）	国内における営業 所 日本における代表 者若しくは代理人 の所在

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十
二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のい
ずれかを受けた者とする。

一～五 （略）

六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の
十二第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八～十 （略）

（名称の使用制限の適用除外）

第七条の二の三 法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十
二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のい
ずれかを受けた者とする。

一～五 （略）

六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の
四第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の

八第一項の規定による指定

八～十 （略）

十一 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十二・十三 (略)

(権限の委任)

第十条 法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(次条第一項及び第四項、第十条の三第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

三 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者(同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等(法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。))を含む。以下同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主

十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項の規定による指定

十二・十三 (略)

(権限の委任)

第十条 法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(次条第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

三 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者(同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等(法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。))を含む。以下同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する

たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十 (略)

二〇五 (略)

第十條の三 次に掲げる長官権限は、登録申請者(銀行法第五十二條の六十一の三に規定する登録申請者をいう。)又は労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は労働金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 銀行法第五十二條の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 銀行法第五十二條の六十一の四第一項及び第五十二條の六十一の六第二項の規定による登録

三 銀行法第五十二條の六十一の四第二項及び第五十二條の六十一の五第二項の規定による通知

財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十 (略)

二〇五 (略)

(新設)

- 四| 法第八十九条の十二第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十
一の四第三項の規定による公衆への縦覧
- 五| 銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
- 六| 法第八十九条の十二第二項及び第九十一条第三項の規定並びに
銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二
条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五
十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
- 七| 銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定によ
る報告及び資料の提出の命令
- 八| 銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定によ
る質問及び立入検査
- 九| 銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
- 十| 法第八十九条の十二第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六
十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
- 十一| 銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消
- 2| 前項第七号及び第八号に掲げる権限で労働金庫電子決済等代行業
者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下こ
の条において「従たる営業所等」という。）に関するものについて
は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従た
る営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支
局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うこ
とができる。
- 3| 前項の規定により、労働金庫電子決済等代行業者の従たる営業所

等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。